

別表１【医師の意見書が必要な感染症】

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症１日前から発しん出現後の４日後まで	解熱後３日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後３日程度までが最も感染力が強い)	発症した後５日を経過し、かつ解熱した後３日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後５日間	発症した後５日を経過し、かつ症状軽快後１日経過していること
風しん	発しん出現の７日前から７日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現１～２日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症３日前から耳下腺腫脹後４日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから５日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	——	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後２日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後３週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による５日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	——	医師により感染のおそれがないと認められていること
急性出血性結膜炎	——	医師により感染のおそれがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	——	医師により感染のおそれがないと認められていること
アデノウイルス咽頭炎	発熱等の症状が出現した数日間	発熱等の主な症状が消失した後２日経過していること
その他医師が上記の感染症に類するものと認めたもの	——	症状により医師において感染の恐れがないと認められていること

別表２【医師の診断を受け保護者が記入する登園申出書が必要な感染症】

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後１日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の１週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタウイルス等）	症状のある間と、症状消失後１週間（量は減少していくが、数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に１か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
ＲＳウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹しん	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	——	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹に浸出液がある間	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のもの
細菌性胃腸炎（サルモネラ・カンピロバクター等）	——	症状により医師において感染のおそれがないと認められていること
ヘルペス性歯肉口内炎	——	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
ヒトメタニューモウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
その他医師が上記の感染症に類するものと認めたもの	——	症状により医師において感染のおそれがないと認められていること